

I. 学校法人会計について

国または地方公共団体から補助金の交付を受けている学校法人は、私立学校振興助成法の定めにより学校法人会計基準に基づく記録処理を行うとともに計算書類を作成して、公認会計士による監査を受けて、所轄庁に届け出ることが義務付けられている。数値的に経営の実態を把握して能率的・効率的な運営と教育研究活動の発展に資することを目的としている。

記録処理は会計基準(昭和 46 年 4 月 1 日文部省令 18 号により制定)に従い、計算書類の作成を行っている。

会計処理は、学校会計の 4 つの原則 1. 真実性の原則 2. 複式簿記の原則 3. 明瞭性の原則 4. 継続性の原則に則り適正に行っている。

計算書類とは、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表等である。また、私立学校法により、これらのほかに財産目録、事業報告書を作成することになっている。

II. 学校法人会計と企業会計の違い

学校法人会計と企業会計の違いはその事業目的が違っているためいくつかの点で違いがある。

学校法人会計の目的は、教育研究の事業を遂行するきわめて公共性が高い経営体のため永続的かつ安定的な経営を維持していくことが必要であり、企業における利益という概念がなく予算計画に基づいた教育研究活動が円滑に遂行されたかを財政面から測定開示することが目的である。

企業会計の目的は、損益を正しく計算し、企業の経営成績及び財政状態を利害関係者に開示することが目的である。

また、学校法人の会計処理は、学校法人会計基準に則り会計処理をしているが、企業会計では、企業会計原則に従って会計処理をしている。

作成書類も、学校法人会計では、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表であるのに対し企業会計では、キャッシュフロー計算書、損益計算書、貸借対照表を作成している。

1. 資金収支計算書

当該年度の教育研究その他の諸活動に伴う収入及び支出の内容と当該年度の支払い資金の収入及び支出の顛末を明らかにするために作成する計算書である。また、平成 27 年度から新たに活動区分資金収支計算書を作成している。これは、企業会計のキャッシュ・フロー計算書に類似する計算書の役割を担っているもので、資金収支計算の決算額を①教育活動、②施設整備等活動（施設・設備の取得・売却、その他これらに類する活動）、③その他の活動（資金調達その他①②以外の活動）ごとに区分して記載している。

この結果、各活動区分に応じた収支構造を把握しやすくするために作成する計算書となっている。

2. 事業活動収支計算書

授業料等の負債とならない収入を「事業活動収入」といい、当該会計年度において人件費、減価償却額を含めた教育研究経費および管理経費、借入金利息等当年度で消費してしまう支出を「事業活動支出」といい、この収支を①教育活動、②教育活動以外の経常的な活動、③特別な活動（①②以外）ごとに区分し、収支の内容を明らかにするとともに、ここから資産の取得相当額を基本金組入額として控除した当該年度の諸活動に対応するすべての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにするために作成する計算書である。

- ・ 第1号基本金

設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額、または新たな学校の設置もしくは教育の充実向上のための固定資産の価額。

- ・ 第2号基本金

新しく教育事業の規模の拡大もしくは、教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額

- ・ 第3号基本金

基金として継続的に保持し、かつ運用する金銭その他の資産の額

- ・ 第4号基本金

恒常的に保持すべき資金として定められた計算により算出された額

3. 貸借対照表

毎年度末における資産・負債・基本金・収支差額の内容及び残高を明示し、学校法人が教育活動に必要な財産を適正・安全に保持しているかどうかを確認するために作成する計算書である。

4. 財産目録

毎年度末における学校法人の資産と負債について、個別に価格を付して記載した明細表をいう。

学校法人が所有する土地や建物の面積、図書の冊数などを知ることができる。